

打合記録

件名	非常照明設置基準
日時	平成8年10月28日
主旨	非常照明設置基準を明確にする Pat1

1	<p>建設省告示第34号</p> <p>採光上有効に開口された窓等がある場合で下記に該当するものは非常用照明を設置しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 避難階に存する居室等にあつては、当該居室等の各部から屋外への出口の一に至る「歩行距離が30m以下」であり、かつ、避難上支障がないこと。2) 避難階の直下階又は、直上階に存する居室等にあつては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は、令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入り口に至る「歩行距離が20m以下」であり、かつ、避難上支障がないこと。
2	<p>同上告示に対する横浜市の指導</p> <ol style="list-style-type: none">1) 同上告示で個割店舗(下駄ばきマンションの店舗含む)等通常非常用照明を設置する居室については「避難上支障がないこと」と記されている部分に抵触すると判断する。 注) 上記に該当する飲食店、物販店の床面積は10㎡を越える建物とする。2) 今迄の物件に対しても「告示を認めていない」ので告示に該当する建物、居室等については非常用照明の設置を指導している。3) 告示に該当する居室の非常用照明の設置は1ルクスを要しない。 <p style="text-align: right;">以上 建築審査課設備係 森氏</p> <p>☆今後 今回美しが丘 ビル について指導があつたが、横浜市決裁の場合、告示を使えそうな規模の建物、居室であつても非常用照明を設置として対応する</p>

3

施行令第126条の4

採光上有効に直接外気に開放された通路は非常用照明の設置を要しない。